

令和7年度 第1回総合教育会議

－ 次 第 －

日時：令和8年1月13日(火)14時半～

会場：市役所5階 庁議室

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 テーマ

「学校・家庭・地域社会が果たすべき教育機能について」

学校現場が抱える諸課題 ～児童生徒の不登校～

1

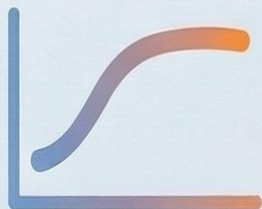
現状と原因

小学校の不登校は増加が続く



全国・県・市ともに増加傾向に歯止めがかかっていません。

中学校は増加が上げ止まりの傾向へ



令和6年度に入り、増加傾向に変化の兆しが見られます。

主な原因は「生活リズムの乱れ」と「無気力」



生活リズムの乱れ



無気力



学校生活への意欲低下が不登校の背景にあります。

対策と課題

多様な支援策でサポート



専門家による支援



スクール・カウンセラー派遣

スクール・ソーシャル・ワーカー派遣

居場所の提供



あすなろ教室



サテライトあすなろ教室



校内教育支援センター

保護者への支援



不登校児童生徒保護者向けおしゃべりサロン

学校現場の負担増も課題



家庭への安否確認などで、教員の業務負担が増加しています。

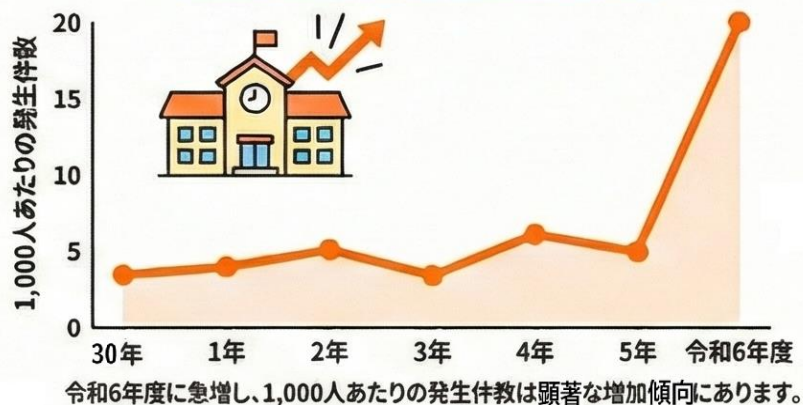
家庭での対策

子どもに適切な生活習慣を身に付けさせる。

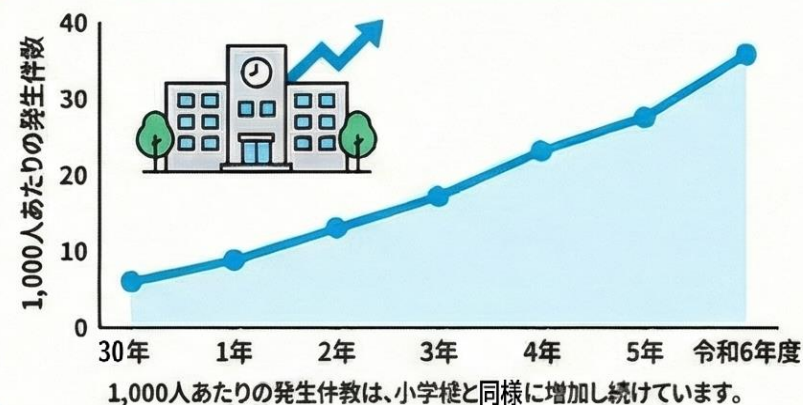
学校現場が抱える諸課題 ～児童生徒の暴力行為～

佐世保市の市立小中学校では、暴力行為の発生件数が増加しています。
特に令和6年度には小学校での発生が激増し、学校現場では学級崩壊や教職員の負担増など深刻な問題が生じています。

小学校で暴力行為が激増



中学校でも暴力行為は増加傾向



暴力の形態と学校現場の課題

小学校



中学校



学校現場の深刻な悩み



市教委の対策



スクールロイヤー（弁護士）への相談
法的アドバイスを基に学校が適切な対応

家庭の役割 人に暴力を振るわないことなど、保護者から子どもへの指導

コミュニティ・スクール × 地域学校協働活動 の一体的推進

地域全体で子どもを育むため、学校と地域が協働する基盤

学 校  地 域

コミュニティ・スクール

×

地域学校協働本部(活動)

学校運営協議会の設置校

学校運営とその支援に関する協議

ゆるやかなネットワーク体制

登下校の見守り、郷土学習、体験活動…etc
(放課後子ども教室、地域未来塾も)

地域住民

自治協
町内会

保護者
・PTA

青少年健全
育成会

社会教育
関係団体

文化スポ
ーツ団体

企業・NPO
等

- ▶ コミュニティ・スクール 22校で設置(R7年度)→ R8年度 31校
- ▶ 学習や諸行事をとおした”**つながりを育む場**”が創出できている
 - 例： 地域未来塾の卒業生や、参加児童の保護者が「学習支援員」として参加（小佐々中・金比良小）
 - 地域住民による夏休みの課題(ポスター作成)指導（大久保小放課後子ども教室）
- ▶ **地域運営の基盤**ができ始めている

地域学校協働活動 豊かな取組みが行われているが…

地域と学校で「将来の子ども育成像」のビジョンを共有できていない

例： 地域未来塾では「学力を向上させたい」のか「社会性を身に付けさせたい」のか不明確になっている

担い手(参画者)が固定化し、広がっていない

地域→学校の支援活動にとどまっている（学校→地域の協働活動が少ない）

「地域社会総がかり」になることの難しさ 「家庭」を取り込むことの難しさ

広くつながることの意義 一般に浸透できていない

学校・地域の目線合わせ

つながりをつくる意義を共通認識

できることをやろうとする空気(雰囲気)づくり

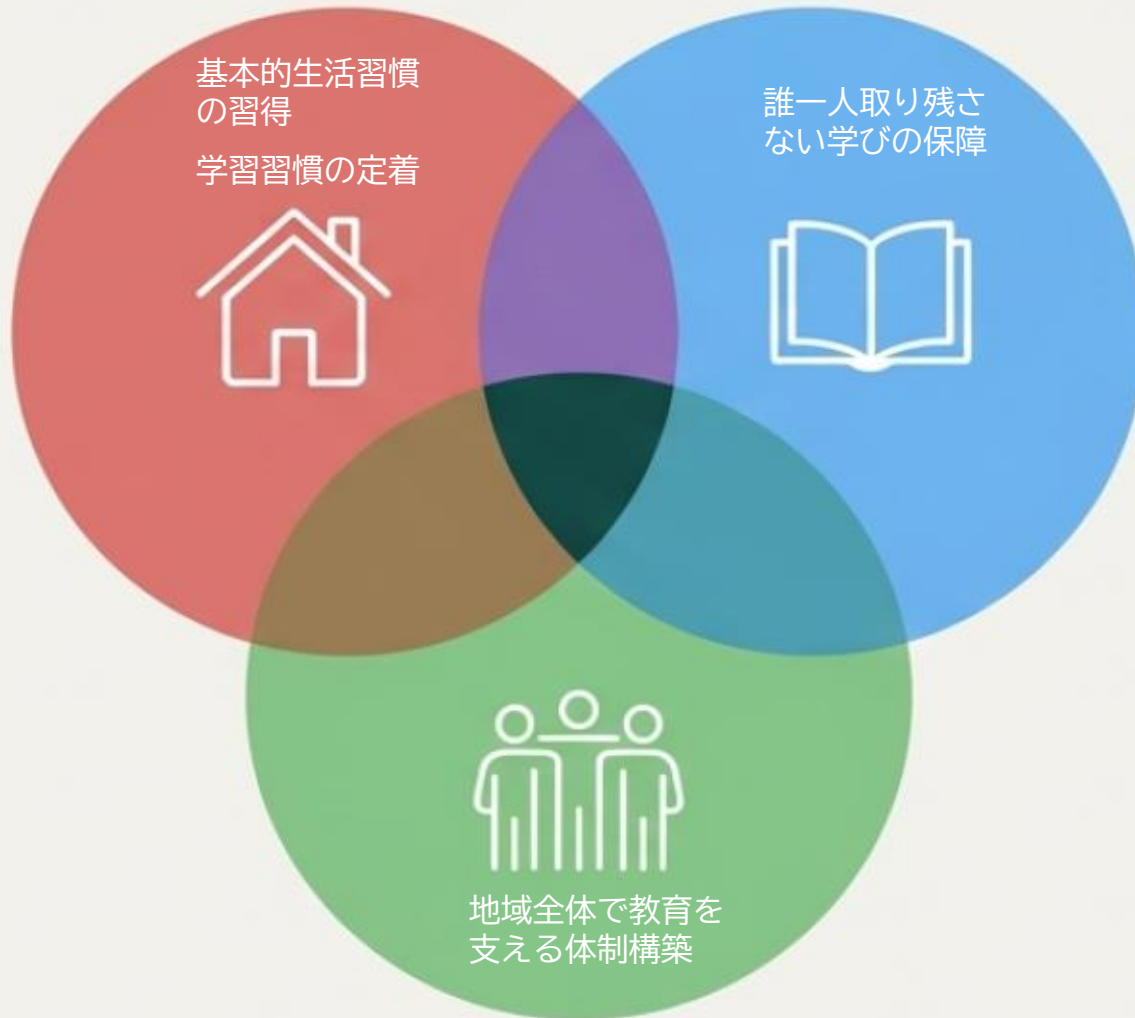
コアメンバーの育成

つながりの場を作る発想力、発信力
良好な人間関係を形成できる
ファシリテーションスキル

参画者の裾野を拡大

現役世代の参画
誰でも関わりやすい仕組み
ゆるやかなネットワーク

【参考】学校・家庭・地域の連携フレームワーク



教育基本法 抜粋

（学校教育）

第6条 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。